

静岡県公安委員会告示第 77 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 44 条第 2 項第 2 号の規定により、令和 6 年 10 月 3 日、次のとおり静岡県浜松市中央区内の乗合自動車の停留所における BOLDLY 株式会社が行う旅客運送事業の用に供する自動車の停車又は駐車に関して合意したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 10 月 15 日

静岡県公安委員会

委員長 稲田 精治



1 合意した者

- (1)遠州鉄道株式会社
- (2)静岡県公安委員会
- (3)浜松市
- (4)中部運輸局

2 BOLDLY 株式会社が行う旅客運送事業の用に供する自動車が停車又は駐車を  
する乗合自動車の停留所の名称

別紙「バス停留所一覧表」のとおり

3 2 に停車又は駐車をする BOLDLY 株式会社が行う旅客運送事業の用に供する自動  
車の範囲

2 に停車又は駐車をする BOLDLY 株式会社が行う旅客運送事業の用に供する自動車の範囲は、次の表の左欄に掲げる運行事業者が、同表の中欄に掲げる事業形態により行う同表の右欄に掲げる事業の用に供するものとする。

運行事業者	事業形態	事業
BOLDLY 株式会社 (浜松市委託業務)	無償運行の自動運転自動車の 実証実験	自動運転の実証実験のため の公共交通サービス

4 2 における 3 の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるよう  
にするため必要と認める事項

なし。

## バス停留所一覧表

名	称	所	在	地
庄内	浜松駅行き	浜松市中央区庄内町786番地の1		
	村櫛行き	浜松市中央区庄内町479番地の3		
庄内協働センター	浜松駅行き	浜松市中央区庄内町11番地の1		
	村櫛行き	浜松市中央区庄内町16番地の1		
馬渡	浜松駅行き	浜松市中央区舘山寺町3300番地の1		
	村櫛行き	浜松市中央区舘山寺町2600番地の2		
舘山寺南	浜松駅行き	浜松市中央区舘山寺町2444番地		
	村櫛行き	浜松市中央区舘山寺町2443番地の2		
舘山寺町	浜松駅行き	浜松市中央区舘山寺町2339番地		
	村櫛行き	浜松市中央区舘山寺町2010番地の5		
舘山寺温泉	浜松駅行き	浜松市中央区舘山寺町2029番地の6		
	村櫛行き	浜松市中央区舘山寺町1979番地		